

令和3年度独立行政法人国立美術館契約監視委員会 議事概要

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|----|---|--------|-----|----------|-----|----------|----|------|------|------|----|----|-----|------------|------|------------|----|
| 開催日及び場所 | 令和4年2月14日（月） 東京国立近代美術館 3階貴賓室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席委員（敬称略） | ○委員長 真室 佳武（鎌倉市鏑木清方記念美術館館長） ○委員 高場 一博（弁護士） 高橋 明也（東京都美術館館長） 田中 淳（独立行政法人国立美術館監事・大川美術館館長） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席委員（敬称略） | 茶田 佳世子（独立行政法人国立美術館監事・公認会計士）※ ※事後に書面にて審査。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査対象期間 | 令和3年（令和3年1月1日～令和3年12月31日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別審査対象案件 | <table border="1"> <tr> <td>令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約で令和3年においても一者応札となったもの</td> <td>6件</td> <td rowspan="10">○議事 (1) 令和3年度契約監視委員会審査対象件数について (2) 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ） (3) 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について (4) 令和3年に随意契約となった契約について (5) 令和3年における随意契約事前点検結果について</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>最低価格落札方式</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td>総合評価落札方式</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>165件</td> </tr> <tr> <td>企画競争</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>公募</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>140件</td> </tr> <tr> <td>随意契約事前点検結果</td> <td>5件</td> </tr> </table> | | 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約で令和3年においても一者応札となったもの | 6件 | ○議事 (1) 令和3年度契約監視委員会審査対象件数について (2) 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ） (3) 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について (4) 令和3年に随意契約となった契約について (5) 令和3年における随意契約事前点検結果について | 一般競争入札 | 32件 | 最低価格落札方式 | 28件 | 総合評価落札方式 | 4件 | 随意契約 | 165件 | 企画競争 | 6件 | 公募 | 19件 | 競争性のない随意契約 | 140件 | 随意契約事前点検結果 | 5件 |
| 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約で令和3年においても一者応札となったもの | 6件 | ○議事 (1) 令和3年度契約監視委員会審査対象件数について (2) 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ） (3) 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について (4) 令和3年に随意契約となった契約について (5) 令和3年における随意契約事前点検結果について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般競争入札 | 32件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最低価格落札方式 | 28件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合評価落札方式 | 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 随意契約 | 165件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画競争 | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公募 | 19件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 競争性のない随意契約 | 140件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 随意契約事前点検結果 | 5件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人における事後点検の結果、法人が講ずることとした措置 | 別紙1のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 別紙2のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員会による意見の内容 | 法人が講ずることとした措置については、着実に改善に取り組んでいただきたい。また、審査の過程で検討や見直しをしていただきたいと申し上げた点については事務局で適切な対応をお願いしたい。 全体としては問題なく処理されている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

法人における事後点検の結果、講ずることとした措置

○議題（2） 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ）

① 法人全体に講ずることとした措置

特になし

② 各館の個別の案件に対して講ずることとした措置

「国立西洋美術館 情報システム等の運用管理支援業務」

【一般競争（最低価格落札方式）】

- ・令和5年度の入札の際に、競争参加資格等の見直しを行い必要最低限のものとし、準備期間を含め業務期間を十分に確保するほか、公告期間を20日間以上として契約の改善に取り組むものとする。

○議題（3） 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について

① 法人全体に講ずることとした措置

- ・契約の着手日を仕様書に明記し、契約履行のための準備期間が適切にとられているか確認できるようにする。
- ・業務期間を十分に確保するため、開札日から着手日まで、原則として1か月とする。
- ・令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約は、各館において自己点検（フォローアップ）を実施する。
- ・過去の委員会での指摘を受けて、工事以外の物品等について、令和4年度から、半期ごとの調達見通しを公表することとした。（工事については既に事前公表を実施済み）
この作業を通じて、各館においては、適切な業務計画に基づく、計画的な調達を実施するとともに、業者においては早期の調達情報をもとに入札等の準備を進めることができるものと考えている。取組みを通じて一者応札・応募の改善となるよう努めたい。

② 各館の個別の案件に対して講ずることとした措置

「京都国立近代美術館電話交換機システム更新工事」

【一般競争（最低価格落札方式）】

- ・契約の相手方の参考見積を基に予定価格を作成したところ、契約の相手から低額

の入札があり、低落札率となったものである。電話交換機の各館における調達
は10年～15年に1回程度と少なく、過去の事例が確認できないことが原因と考
えられる。今後の調達に当たっては、他館や他法人に納入実績を照会するなどの
方策を取ることで、適正な予定価格を作成するものとする。

○議題（4） 令和3年に随意契約となった契約について

① 法人全体に講ずることとした措置

- ・ 展覧会を実行委員会方式や複数館で実施する場合の共催館が締結する契約につ
いては、入札結果や相見積書の写しの提出を受けるなど、競争性が確保されてい
ることの確認を徹底する。
- ・ 作家の展示に係る機材等の指定については、当該指示は書面によることに加え、
当該指示が会計的に適正であることの分任契約担当役の理由書を添付すること
により、随意契約によることの適正性を確保する。

② 各館の個別の案件に対して講ずることとした措置

特になし

○議題（5） 令和3年における随意契約事前点検結果について

特になし

以 上

| 質問・意見 | 回答 |
|---|---|
| <p>議題（１）</p> <p>令和３年度契約監視委員会審査対象件数について</p> <p>特になし</p> <p>議題（２）</p> <p>令和２年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和３年の状況について（フォローアップ）</p> <p>①「東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）の建築設備維持管理業務」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （国立工芸館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和２年から令和３年にかけて、契約金額が増えている理由はなぜか。 <p>②「東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）にかかる建物等火災保険」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （国立工芸館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和２年から令和３年にかけて、契約金額が増えている理由はなぜか。 <p>③「国立新美術館 水冷スクリーチャー整備作業」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （国立新美術館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和２年から令和３年にかけて、契約金額が増えている理由はなぜか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立工芸館は建物を石川県及び金沢市が整備しており、令和２年は建築設備維持管理業務のうち保守業務分は石川県及び金沢市による整備の保証期間内であるため、含まれていなかった。令和３年は当該保守業務も美術館が負担しているため。 ・令和２年は単年度契約であったものを、令和３年から５年間の複数年契約としたため。 ・作業対象となるスクリーチャーの台数が令和２年よりも多いため。 |